

子どもの貧困調査研究コンソーシアム規約の変更覚書

東京都公立大学法人（以下「甲」という。甲は2020年4月1日付で「公立大学法人首都大学東京」から「東京都公立大学法人」に名称変更した。）と、学校法人日本福祉大学（以下「乙」という。）、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「丙」という。）、国立大学法人北海道大学（以下「丁」という。）、学校法人沖縄大学（以下「戊」という。）、公立大学法人大阪公立大学（以下「己」という。2022年4月1日付で「大阪府立大学」から「大阪公立大学」に名称変更した。）とは、最終押印日2019年8月21日付で発足した「子どもの貧困調査研究コンソーシアムに係る規約」（以下「原規約」という。）の一部を、以下のとおり変更することに合意したので、覚書を約定する。

- 1 「原規約」第5条（参加機関）の1.を以下のとおり変更する。
 1. 東京都立大学 大学院 人文科学研究科（東京都八王子市南大沢1-1）
- 2 「原規約」第5条（参加機関）の6.を以下のとおり変更する。
 6. 大阪公立大学 研究推進機構 協創研究センター
スクールソーシャルワーク評価支援研究所（大阪府堺市中区学園町1-1）
- 3 「原規約」第14条（規約の失効）に3.および4.を以下のとおり追記する。
 3. 前項に基づき、運営委員会において必要と認め、2024年8月1日を発効日として本コンソーシアムを2029年8月21日まで延長することに合意する。
 4. 前項の期日までに運営委員会において必要と認めた場合、本コンソーシアムは延長ができるものとする。
- 4 「原規約」の効力
本規約に定める以外、「原規約」の約定は、何ら変更を受けることなく、有効に存続するものとする。

以上の約定を証として、本書を6通作成し、第5条に示す各機関が押印のうえ、「原規約」と共に各自1通を保有する。